

入院診療費の新しい計算方法 DPCについて

当院は、厚生労働省の認定を受け、平成 21 年 4 月 1 日から、**DPC(包括評価方式)**という新しい医療費制度の適用病院になりました。

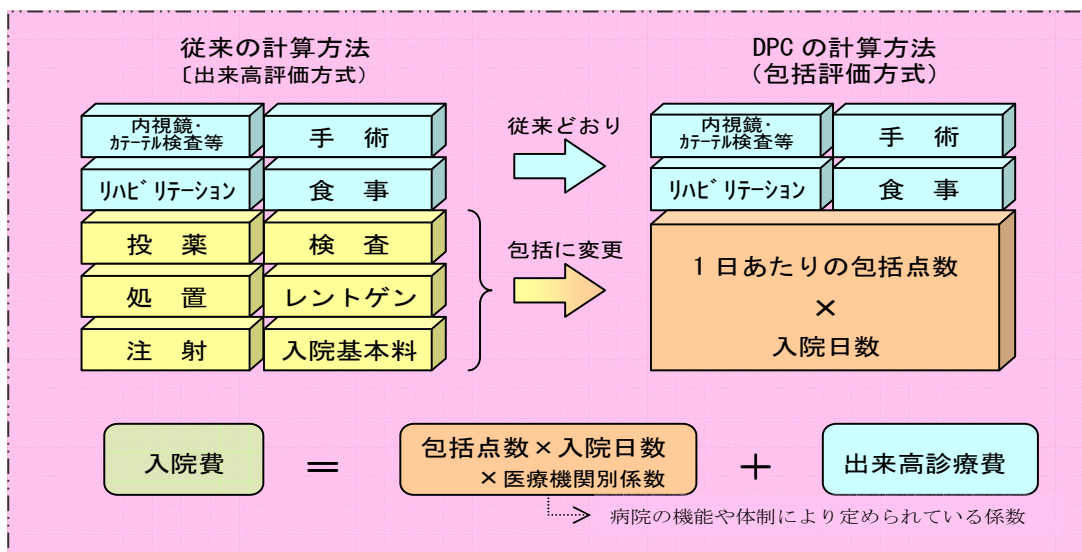
《DPC（包括支払制度）とは》

DPC とは、病名とその症状、治療内容に応じて、厚生労働省で定められた 1 日当たりの定額費用（包括点数）を基本に入院診療費を計算する新しい計算方式です。

これまでは、投薬・注射・検査など一つ一つの診療行為の費用（点数）を合計して計算する「出来高評価方式」でしたが、DPCでは、病名ごとに1日当たりの費用（点数）が決められており、投薬・注射・検査などの診療行為はその費用（点数）に含まれます。（「包括評価方式」）ただし、手術や内視鏡などの専門的な技術料やリハビリテーション等については、これまでどおり「出来高評価方式」で計算します。

したがって、入院にかかる診療費は、包括評価の部分（投薬、注射、処置、入院基本料等）と出来高評価の部分（手術、内視鏡、リハビリテーション等）を合計して計算することになります。

「出来高評価方式」と「包括評価方式」の違いの簡略図



《DPC（包括評価方式）についてのQ&A》

Q1 なぜDPC（包括評価方式）に変わるのですか？

A1 急性期病院における医療の標準化等を目指す国の方針に基づいて、良質な医療、効率的・効果的な医療を提供するため、DPC方式を導入するものです。DPCでは、全国のDPC対象病院との診療内容等の比較ができるようになり、医療の標準化や質の向上につながります。また、医療の標準的価格も明らかになるなど患者さまにとっては、診療に関する情報がより分かりやすくなるというメリットがあり、安心して医療を受けることができます。

《裏面もご参照ください》

Q2 入院された方すべてがDPCの対象となるのですか？

- A2 基本的に一般病棟に入院される全ての患者さまがDPC対象になりますが、次に該当する患者さまなどは、DPCではなく従来の出来高評価方式での計算となります。
- ◆ 労災・公災保険、自賠責保険を使用する患者さま
 - ◆ 自費診療の場合や病名が診断群分類（DPC）に該当しない患者さま
 - ◆ 平成21年3月31日以前から引き続き入院されている患者さま
 - ◆ 治験に参加される患者さま など

Q3 医療費の支払方法は変わりますか？

- A3 これまでの月2回の定期請求（15日・月末締め）を、平成21年4月からは月1回の定期請求（月末締め）に変更させていただきます。退院の時は、退院時にご請求いたします。

Q4 入院費の計算の基礎になる病名が途中で変わることがあると聞いたのですが？

- A4 入院当初に、入院費の計算の基礎になる病名（診断群分類といいます）を登録しますが、病状の変化や治療内容の変更などに伴い、途中でこの病名が変更されることがあります。ところが、1回の入院における病名は1つという決まりがあり、変更後の病名が最終的な入院費計算の基礎となります。

このような場合、請求（支払い）済みの医療費の再計算を行い、退院時等のご請求の際に過不足の調整をさせていただくことになります。

この再計算の部分は、出来高方式の計算と異なるところですので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

Q5 DPCになると医療費は高くなりますか、安くなりますか？

- A5 DPCでは病名や治療内容、入院期間（日数）によって、1日当たりの金額が決まりますので、従来の出来高に比べ、安くなる場合もあれば、高くなる場合もあります。また、病院ごとに厚生労働省の定めた医療機関別係数があるため、同一の病名や治療でも、病院によって医療費が若干異なる仕組みになっています。

Q6 高額療養費の扱いはどうなりますか？

- A6 高額療養費の取り扱いはわかりません。

Q7 特定疾患（公費）をもっていますが、その時の支払は？

- A7 特定疾患（公費）の傷病が、入院の主たる治療目的である場合は、包括評価になっても公費適応になります。※外来の患者さまはこれまでどおり出来高方式の計算となります。

Q8 他の診療科の受診はできますか？

- A8 他の診療科受診は、主治医の判断で緊急性がある場合のみとさせていただきます。

～ 病院からのお願い ～

1. 入院中に他の病気の治療や検査を希望される場合

DPCは、ひとつの病名（診断群分類）に対して入院診療を行うことを前提とした制度です。そのため、緊急を要しない他の病気の治療や検査を希望された場合は、退院後をお願いすることになりますのでご了承ください。

ただし、入院前から治療を受けている他の病気が有る場合など必要な治療は継続して行います。

2. 服用中のお薬がある場合

入院する前から服用中のお薬がございましたら全てご持参ください。医療の安全を守るため、薬剤師が、重複処方がないかなど確認と管理をさせていただきます。

また、お薬が残り少なくなっている場合は、入院前にあらかじめ処方を受けていただき、ご持参いただきますようお願いいたします。